

安威川ダム建設事業についての本委員会における主な質疑等の内容

1 これまでの審議経過及び今回審議すべき事項についての確認

(治水機能の検討結果について)

質疑

- ・本委員会における審議の条件とした「治水機能の技術的側面についての結論」とは河川整備計画策定そのものではなくてもよいのか。今回の報告は途中段階のものではないのか。

回答

- ・大阪府河川整備委員会においては、治水計画について平成 15 年度から平成 17 年度にかけて審議がつくされ、治水の基本方針として、治水安全度や基本とする高水の設定、さらに洪水処理方式の選定や計画高水流量が同意されたので、今回、本委員会に報告している。河川整備委員会では今後、引き続き具体的な工事の進め方や支川計画などについて審議を行っていく予定。

(他の委員会等における検討経過と本委員会の審議について)

意見

- ・本委員会が提起した課題については、府において第三者委員会で審議するなど専門的かつ慎重に検討を進め結論を出していることから、これらの検討のプロセスに特段の問題がなければ本委員会としてもその結論を尊重することになるのではないかと考えている。

2 報告内容についての確認

(近年の降雨の傾向と治水対策について)

質疑

- ・近年一極集中型の豪雨が各地で甚大な被害をもたらしているが、このような豪雨の発生状況について、今回の河川整備計画を策定する過程においてどのような検討を行ったのか。

回答

- ・近年一極集中型の豪雨が各地で発生していることから、当該河川にかかる基本となる高水の設定にあたっては、これまでの実績降雨パターンに加えて短時間・集中型のモデル降雨も併せた検証を行うとともに、降雨の特徴や被害状況を参考情報として提供している。
- ・一定規模（確率）までの降雨に対しては水害を未然に防止するハード整備が重要であるが、一定規模（確率）を超える豪雨に対しては、減災の観点からハザードマップを有効に活用するなど、ソフト対策を併せて講じていく必要があると考えている。

(治水機能についての技術的側面について)

質疑

- ・再々評価時点においても代替案の比較検討は行ったところである。今回、河川整備委員会でダムが最も妥当な治水手法と判断した理由は何か。

回答

- ・河川整備委員会における洪水処理方式(代替案の比較)については、淀川及び神崎川水系全体を視野に入れ検討を行った。検討に当たっては、ダムの自然環境への影響、淀川や神崎川下流への流入量の増加による影響及び高度な市街地が形成された下流部における河道改修に伴う社会的影響について確認し、経済性でもっとも有利でありかつ、実現可能で治水効果が発現するまでの期間が最も短いダム案を採用したものの。

(森林保全・管理による治水効果について)

質疑

- ・河川整備計画を策定する中で、土地利用や森林管理のあり方が変わってきていることをどのように位置づけているのか。
- ・森林保全による保水能力の向上が治水機能にとってどの程度の効果があるのかを定量的に示していくことで府民の理解が得られやすいのではないのか。

回答

- ・自然環境や市街化の状況等、流域の現状については、河川整備委員会でも審議しながら治水のあり方を検討してきたところ。
- ・安威川ダムの計画においても、ダム上流の8割以上が森林であるという条件で治水計画を検討しているところ。
- ・森林には一定程度の保水効果があると考えられるが、その効果を治水計画に定量的に位置づけるということは現段階では困難である。(雨水の流出計算に、土地利用として反映している)
- ・当該事業区域内は近郊緑地保全区域、地域森林計画対象民有林、自然公園区域に指定されており、無秩序な開発ができない地域である。また、当該事業区域においては、地元住民がみどりのトラスト運動に参加するなど、森林管理の取組を積極的に進めているところである。

(府の水資源計画と水資源開発基本計画(フルプラン)の関係について)

質疑

- ・府が策定した水源計画は、国が策定中の「淀川水系における水資源開発基本計画(フルプラン)」に反映されるのか。

回答

- ・本府が策定した水源計画は今後、国の淀川フルプランに適切に反映させていく。